

本件事故当時、南相馬市原町区に居住していた申立人らが、避難費用（引越費用及び宿泊先への謝礼等）、自動車買換費用（二輪駆動車→四輪駆動車）、生命・身体的損害（精神神経科関係の健康状態の悪化による精神的損害）、通院交通費及び避難生活に伴う精神的損害等の損害賠償を求めた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X 1 及び同X 2（以下、「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（但し、下記記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目

(1) 避難生活に伴う精神的損害	
申立人X 1	2, 184, 000円
申立人X 2	2, 184, 000円
(2) 避難費用	522, 356円
(3) 自動車買換費用	454, 695円
(4) 身体的損害に伴う精神的損害	
申立人X 1	42, 000円
(5) 身体的損害に関する一時金	
申立人X 2	1, 000, 000円
(6) 通院交通費	
申立人X 1	50, 000円
申立人X 2	45, 000円
(7) 通院証明書取得費用	
申立人X 1	4, 200円
申立人X 2	4, 200円
合計	6, 490, 451円

期間

- (1) 上記(1)乃至(3)について
自 平成23年3月11日
至 平成24年8月31日

(2) 上記(4)、(6)、(7)について

自 平成23年3月11日

至 平成23年11月30日

(3) 上記(5)について

本件事故発生当初の時期

2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金6,490,451円から仮払補償金1,600,000円を控除した残額である金4,890,451円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

(省略)

4 清算

申立人らと被申立人は、第1項の損害項目(ただし、同項記載の期間に限る。)については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が記名押印の上、申立人ら全員が1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年9月28日

(仲介委員 犀川 治)